

2 旅客自動車

○国土交通省告示第2号（平成20年1月7日）

国 運 審 第 1 7 号
平成19年12月20日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

福島交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の
上限運賃変更認可申請について

平19第5002号

平成19年11月15日付け国自旅第187号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

福島交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率47円30銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、170円とする。

理 由

1. 申請者は、平成9年6月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少等により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請に及んだものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討を行った結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価に基づく平年度である平成20年度の収支状況は、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は3,331百万円、適正利潤を加えた運送原価は3,525百万円と推定され、差引き194百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は3,496百万円となり、差引き29百万円の損失を生ずるものと見込まれる。

3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認める。